

第 76 回全国植樹祭お野立所設計業務 仕様書

1 業務名

第 76 回全国植樹祭お野立所設計業務

2 業務の目的

全国植樹祭は、昭和 25 年以来毎年春季に(公社)国土緑化推進機構と開催都道府県との共催により開催されている国土緑化運動の中心的行事である。

令和8年(2026年)春に「愛媛県総合運動公園」(松山市上野町)で開催される第 76 回全国植樹祭の式典施設として建設される「お野立所」(天皇皇后両陛下が御着座される建築物)に係る設計を行うものである。

3 委託期間

契約締結の翌日から令和 7 年 3 月 21 日まで

4 計画施設概要

(1) 建築場所

愛媛県総合運動公園多目的広場(松山市上野町)

(2) 施設概要

ア 構造規模 木造平屋建て(仮設建築物)

イ 延べ面積 70m² 程度

ウ 用途 式典施設

(3) 耐震の安全性について

「官庁施設の総合耐震・津波計画基準(平成 25 年制定)」に準拠し、耐震安全性の分類を次のとおりとする。

ア 構造体の耐震安全性 III類

イ 非構造部材の耐震安全性 B類

5 業務の内容

(1) 新築工事設計(基本設計及び実施設計)

本業務は、令和 6 年国土交通省告示第 8 号(以下「告示」という。)別添一第 1 項に掲げる基本設計及び実施設計に関する業務とし、詳細は別紙設計業務範囲一覧表による。

- ・ 建築基本設計に関する一般業務
- ・ 建築実施設計に関する一般業務
- ・ 建築基本設計又は実施設計に関する追加業務

(2) 成果品

ア 基本設計図書

成果図書は、告示別添一第 1 項の一の口の(1)に掲げる総合、構造に関する図書とし、設備に

関する図書は含まないものとする。なお、詳細な図書の内容については協議により決定する。

イ 実施設計図書

成果図書は、告示別添一第 1 項の二のロの(1)に掲げる総合、構造に関する図書とし、設備に関する図書は含まないものとする。なお、詳細な図書の内容については協議により決定する。

ウ 透視図

エ 積算業務関係資料

オ 概略工事工程表

6 業務実施体制

- (1) 本業務の趣旨、内容を十分に理解し、かつ、業務遂行に必要な知識・能力・経験を要する要因を配置すること。
- (2) 発注者と随時打合せを重ね、スケジュール管理を適切に行うこと。

7 成果品の提出

(1) 成果品の内容

ア 中間提出(12月中旬頃)

- | | |
|----------------------------|-------|
| (ア) 基本設計図書 | 各 1 部 |
| (イ) 透視図 | 1部 |
| (ウ) 上記の電子データを収めた CD 又は DVD | 1 部 |

イ 最終提出(3月上旬頃)

- | | |
|----------------------------|---------|
| (ア) 実施設計図書 | 各1部 |
| (イ) 積算業務関係資料 | 1部 |
| (ウ) 概略工事工程表 | 1部 |
| (エ) 上記の電子データを収めた CD 又は DVD | 正・副 2 部 |

(2) 電子データの仕様

ア 設計図は CAD で作成するものとし、データ形式は PDF、SXF(SFC)、JWW(不可能な場合によっては DXF でも可とする。)、自社ソフト(任意)データの形式で4種類全てを納品すること。

イ その他電子データの作成には、MicrosoftWord(2010 以降)、PowerPoint(2010 以降)、Excel(2010 以降)を使用すること。

(3) 納品先

〒790-0002 愛媛県松山市二番町 3 丁目 6-5 明治安田生命松山二番町ビル 5 階
第 76 回全国植樹祭愛媛県実行委員会事務局
(愛媛県農林水産部森林整備課全国植樹祭推進室内)

8 留意事項

- (1) 業務の履行によって知り得た情報及び個人情報については、別紙「個人情報の保護に関する取扱仕様書」を遵守すること。
- (2) 関係法令、条例等にすべて適合したものであること。
- (3) 製造業者又は専門工事業者に見積を依頼しようとする場合は、別途提示する「営繕工事に係る見

積徴収取扱指針」に従い、所定の承認を得て、適切に実施すること。

- (4) 見積先は、原則として競争性のある3社以上とする。
- (5) 建築基準法第 18 条第2項の規定に基づく計画通知の提出(仮設許可申請を含む)等、官公庁等への必要な手続き一切を含む。
- (6) 周辺敷地の平板測量図及び地質調査結果については、別途提示する。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、その都度、発注者及び受注者の協議により対応を決定するものとする。

設計業務範囲一覧表

下記にチェックの入った範囲について業務を行う。

○一般業務に含まれる業務内容一覧表

業 務 内 容		業務対象範囲	
基本設計に関する業務細分率	(1)設計条件等の整理	①条件整理	■
		②設計条件の変更等の場合の協議	■
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	①法令上の諸条件の調査	■
		②建築確認申請に係る関係機関との打合せ	■
	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		□
	(4)基本設計方針の策定	①総合検討	■
		②基本設計方針の策定及び建築主への説明	■
	(5)基本設計図書の作成		■
(6)概算工事費の検討		■	
(7)基本設計内容の建築主への説明等		■	
実施設計等に関する業務細分率	(1)要求の確認	①建築主の要求等の確認	■
		②設計条件の変更等の場合の協議	■
	(2)法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	①法令上の諸条件の調査	□
		②建築確認申請に係る関係機関との打合せ	■
	(3)実施設計方針の策定	①総合検討	■
		②実施設計のための基本事項の確定	■
		③実施設計方針の策定及び建築主への説明	■
	(4)実施設計図書の作成	①実施設計図書の作成	■
		②建築確認申請図書の作成	■
	(5)概算工事費の検討		■
(6)実施設計内容の建築主への説明等		■	

○追加業務となる業務内容一覧表

業 務 内 容	業務対象範囲
積算業務(積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積聴取、見積検討資料の作成)	■
各種調査	■
図面の復元に必要となる現地調査	□
透視図作成等	■
模型製作等	□
計画通知又は建築確認申請手続業務(必要な資料の作成(構造計算適合性判定や省エネルギー適合性判定(又は届出)に必要な資料の作成を含む。))は一般業務に含まれる。)	■
市町指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板の作成、設置報告書の届出)	□
防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手続業務	□
愛媛県建設リサイクルガイドラインに基づく「リサイクル計画書」の作成	□
概略工事工程表の作成	■
災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県有施設の設計等における特別な検討及び資料の作成(建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する室の設計に係る特別な検討等)	□
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に関する業務	□
建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務	□
低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務	□
設計図書等及び目視による石綿等の事前調査(石綿障害予防規則関係)	□

別添 基本設計提出図書

区分		成果物等	規格等	備考
建築	意匠	① 計画説明書（各法令検討含む）	A-2	1部
		② 仕様概要書		
		③ 仕上概要表		
		④ 面積表及び求積図	A-2	1部
		⑤ 付近見取図及び配置図	A-2	1部
		⑥ 平面図（各階）	A-2 1/100	1部
		⑦ 立面図（各面）	A-2 1/100	1部
		⑧ 断面図	A-2 1/100	1部
		⑨ 矩計図	A-2 1/20～1/50	1部
		⑩ 仮設計画図	A-2 1/100～1/200	1部
		⑪ 透視図（外観）	A-3	1部
	構造	① 構造計画説明書（構造比較含む）	A-3	1部
		② 構造設計概要書	A-3	1部
意匠・構造	① 工事費概算書	A-3	1部	
その他	① 設計説明書	A-3	1部	

※「計画説明書」には、設計趣旨及び計画概要に関する記載を含む。

※「設計概要書」には、仕様主旨及び計画図に関する記載を含む。

※「設計説明書」には、下記の図書を取りまとめることとする。

- ① 設計基本方針
- ② 設計概要（配置・意匠・平面・構造・設備計画）
- ③ 工事概要（概要・概略工程表・各室面積表・工事費概算書・工法等について）
- ④ 法的既成（関係法規及び検討内容）
- ⑤ 縮小設計図（外観透視図は①に記載）

建築設計図書作成要領

1. 工事名称	第76回全国植樹祭お野立所建築工事		
2. 工事場所	愛媛県松山市上野町（愛媛県総合運動公園多目的広場内）		
3. 工事概要	お野立所の新築工事 一式		
4. 提出書類			
(1)設計図	付近見取図 配置図		
	平面図	S : 1/50~1/100	
	立面図	S : 1/50~1/100	
	各室各部詳細図	S : 1/30~1/50	(部分詳細図 S : 1/5~1/10)
	矩計図	S : 1/30~1/50	設備機器を破線で図示
	展開図	S : 1/30~1/50	設備機器を破線で図示
	内外仕上表、伏図、軸組図、基礎配筋詳細図、基礎リスト、その他必要な図		
(2)設計書	県の様式を使用し、数量金入りとする。 なお、設計書は、「営繕積算システム (RIBC2)」により作成すること。		
(3)構造設計書	構造チェックリスト、構造計算書（電子データ形式はPDFとする。）		
(4)特記仕様書	県の様式に材料の品質、規格、性能を記入すること。		
(5)内訳明細書	主要材料の数量明細については集計表を作成し、数量調書、国土交通省大臣官房官庁営繕部作成の営繕工事積算チェックマニュアルに基づくチェックリスト、見積書（原則3社以上。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員に承諾を得ること。）、比較採用表を添付のこと。		
以上について各原稿1部及び電子データ（媒体は、CD-Rとする。）を提出すること。なお、設計図はCADで作成するものとし、データ形式はPDF、SXF（sfc）、JWW（不可能な場合にあってはDXFでも可とする。）、自社ソフト（任意）データの形式で4種類全てを納品すること。			
5. 設計条件	イ. 配置図及び平面図は別添のとおり。		
	ロ. 各部詳細については、県担当者と打合せのうえ設計に着手すること。		
	ハ. 積算は「公共建築工事積算基準」（令和5年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）に基づき行うこと。		
	ニ. 工事仕様は原則として、「木造建築工事標準仕様書」（令和4年版 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）によること。		
	ホ. 官公庁等への必要な諸手続一切を行うこと。		
備考	1. 提出設計図には、設計者の記名をすること。		
	2. 設計図の用紙は原則としてA-2版とする。（工事の規模に応じて変更可）		
	3. 業務に先立ち、担当主任技術者、業務計画書を提出し承認を受けること。		
	4. 設計図書の取りまとめ方法については、県担当者と協議すること。		
	5. 電子納品の取りまとめについては、別添一覧表を参考のこと。		

構造設計基準

(木質構造)

1. 構造設計方針

構造設計方針は次による。

- (1) 安全性の確保はもとより、可能な限り経済性を考慮すること。
また、意匠上・機能上の観点にも十分考慮すること。
- (2) 施工性を考慮したものとする。

2. 規 準

- (1) 構造計算は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）による。
- (2) 法に特段の定めがない場合は、構造計算に係る解説書等として広く公表されており国土交通省や日本建築学会等の機関が監修したものを参考とすること。
例) 木造軸組工法住宅の許容応力度設計
- (3) 各部材の設計にあたっては、国交省官房官庁営繕部監修の「建築構造設計基準」又は「建築工事標準仕様書」を参考とすること。

3. 構造計画

- (1) 建築意匠及び設備設計担当者と綿密な協議を行い、相互に連携を図ること。
- (2) 特記仕様書に定める設計条件等を満足する構造形式を選定すること。
- (3) 平面的・立体的な構造上のバランスを考慮すること。
- (4) 基礎の設計に関しては、別途、ボーリング調査結果等を提供するので、敷地周辺の環境等も考慮のうえ、適切な基礎形式を選定すること。

4. 構造材料

構造材料については、その名称、許容応力度及びJIS規格等を明記すること。

5. 構造計算

(1) 検討内容

- ① 建築基準法に基づき構造計算を行うこと。この際、基本方針等を明示すること。
なお、計算結果は、長期・短期共、応力 ($M \cdot Q$) を明示すること。

(2) 注意事項

- ① 積載荷重、固定荷重及び許容応力度は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）による。
- ② 許容応力度設計（1次設計）を行う場合は、原則として、令88条に規定する地震力の低減は行わないものとする。（ $Z=1.0$ とする。）
- ③ 構造体の耐震安全性の分類が「Ⅰ類又はⅡ類」（※）として、重要度係数による耐力の割増しを考慮する建築物については、法の規定に関わらず当該係数を用いて保有水平耐力設計（2次設計）を行うこと。（ $Z=0.9$ とする。）
（※）官庁施設の総合耐震診断・改修基準（国交省大臣官房官庁営繕部）参照

6. 監督員との協議

受注者は、構造計算（応力計算）を始める前に、あらかじめ構造チェックリストの内容について監督員と協議を行い、承認を受けること。

7. 構造図

次の図面を設計図書作成要領に基づき提出のこと。

- 伏せ図 ○軸組図 ○特記仕様書（必要な場合のみ）
- 基礎配筋詳細図及び基礎リスト

項 目		計算書のページ	チ ェ ッ ク 項 目											
使用材料	コンクリート	P	普通コンクリート FC= N/mm ²											
			軽量コンクリート 種 気乾比重= FC= N/mm ²											
	鉄 筋	P	:SD295A-D10		:SD345-D13		圧接ヶ所 有・無							
			:SD295A-D13		:SD345-D16									
:SD295A-D16			:SD345-D13											
木 材 構造用集成材	P	使用箇所	樹種等			区分・等級 強度等級等	Fc							
地耐力及び杭の耐力	地 盤 調 査	P	敷地内地盤調査		:有		:無		地盤調査資料がない場合の決定方法					
			支持地盤の深さ		m		()							
			荷重支持層の土質		設計N値		深さ m		N値					
	許容地耐力	P	基礎の深さ GL- m		計算上の採用 Df= m		長期 KN/m ²		短期 KN/m ²					
	杭の許容耐力	P ~P	くい種別	くい径 cm	くい厚 cm	くい長 m	長期=							
支持ぐいに作用する負の摩擦の検討 有・無						短期=								
施工方法						短期=								
地 盤 改 良	P ~P	改良種別 表層改良・柱状改良・その他()										長期=		
		改良径 cm	改良厚 cm	改良長 m	セメント数量(kg/m ³)			短期=						
基 礎	基 礎 形 式	P	:独立基礎		:複合基礎		:布基礎		:べた基礎					
			※独立基礎の場合は、構造計算による検討を行うこと。(平12建告1347号に仕様規定がないため)											
	基礎の形状 (H12建告1347号)	立ち上がりの高さ cm												
		立ち上がりの厚さ cm												
		底盤の厚さ cm												
		根入れの深さ cm												
	偏 心	P	基礎の偏心		:有		:無		偏心があるときの対応方法 ()					
	異 種	P	異種基礎の併用 有・無 (原則として異種基礎の併用は避ける)											
	沈 下	P	沈下に対する検討 有・無											
	液 状 化	P	液状化に対する検討 有・無											
傾 斜 地 盤	P	傾斜地盤上の鉛直支持力に対する検討 有・無												
構 造 計 画	増 築 予 定	P	増築予定の 有・無		増築後 階 高さ m									
	特 殊 構 造	P	プレストコンクリート部分の 有・無		有のときの技術基準									
	エキスパンションジョイント	P	エキスパンションジョイントの 有・無		基礎は 一体・別									
	ラ ー メ ン と 壁	P	階	1	2	3	4	5	6	7	PH			
	ブ レ ース の 分 担 率 (ラ ー メ ン の 分 担 %)		X方向											
	Y方向													
	水 平 力 の 配 分	P	精 算		D値法		その他							
剛 性 の 確 保	P	床板、はりの変形計算 有・無		床板、はりの振動計算 有・無										
耐 震 安 全 性 分 類	P	類		重要度係数		I =		Z =						
				標準せん断力係数		C ₀ =		Z =						

※特記仕様書に定める構造計画概要については、上記構造計画までの表に記載し提出すること。
(併せて、構造形式・基礎構造の概要及び選定根拠を添えること。)

[7]	項 目		計算書のページ	チ ェ ッ ク 項 目									
	耐震上の基本設計	階		階	1	2	3	4	5	6	7	PH	
			当該階が支える荷重										
ル ー ト 1	高さ \leq 13m												
	軒高 \leq 9m												
ル ー ト 2	高さ \leq 31m												
	層間変形角	P ~P	X方向										
	1/200以内		Y方向										
	剛性率	P	X方向										
	(0.6以上)		Y方向										
	偏心率	P	X方向										
	(0.15以下)		Y方向										
	筋かいの β による 応力割増	P	X方向										
		Y方向											
筋交い端部・接合部 の破断防止検討	P												
塔状比	P ~P												
(4を超えない)													
ル ー ト 3	高さ \leq 60m												
	層間変形角	P ~P	X方向										
	1/200以内		Y方向										
	項 目	計算書のページ	チ ェ ッ ク 項 目										
	計算ルート		X方向	ルート1	ルート2	ルート3							
			Y方向	ルート1	ルート2	ルート3							

一 次 設 計	応 力 計 算 断 面 算 定 基 礎 燃 え 代 設 計	電 算 機 利 用		プログラム名	基本計算	応力分析	断面算定	保有耐力						
		剛床仮定の有無		有	無									
		柱のせん断応力		Myによる	Q _E の割増による、割増係数()			h/h ₀ の割増						
		はりのせん断応力		Myによる	Q _E の割増による、割増係数()			l/l ₀ の割増						
		耐力壁の剛性		内柱のn倍	独立耐力壁	線材置換したフレーム		ブレース置換						
		柱のせん断計算		Q _{AL} =b・j・α・fs	Q _{AS} =b・j・[fs+0.5・wft・(Pw-0.002)]									
		はりのせん断計算		Q _A =b・j・[α・fs+0.5・wft・(Pw-0.002)]										
		水平力	P	処理方法	接地圧	側面土圧	杭の水平抵抗	検討 要・不要						
		引 抜 力	P	基礎の浮上がり 有・無										
		塔状建物の転倒	P	検討 要・不要	地耐力の検討 要・不要	杭耐力の検討 要・不要								
		使用上の支障に関する検討	P	平12建告第1458号第1の条件式 :満たす :満たさない :満たさない場合、同告示第2にて検討										
		屋根ふき材等に関する検討	P	検討 要・不要										
		二 次 設 計 の 確 認	保 有 水 平 耐 力 の 確 認	必要係数 Ds	P	階	1	2	3	4	5	6	7	PH
X方向														
形状係数 Fes	P			X方向										
				Y方向										
必要保有水平 耐力 Qun	P			X方向										
				Y方向										
保有水平耐力 Qu	P			算出方法	接点振分法		仮想仕事法		精解析・その他 荷重増分法P40					
				耐力壁	境界ばり効果		直交ばり効果		基礎の回転					
				X方向										
				Y方向										
ピロティ階の検討				階数(地階除く)≥4又は20mを超える建築物(当該階の常時荷重の20%以上を端部柱に支持させる場合)										
塔屋等の検討				・2mを超えて突出する片持ちバルコニー等 ・2mを超える塔屋、外壁から突出する屋外階段等(階数(地階除く)≥4又は20mを超える建築物)										
[8] 法 令	構 造 部 材 規 定			P ~P	令第39条(屋根ふき材等) ※特定天井を含む									<input type="checkbox"/>
		P ~P	令第42条(土台及び基礎)									<input type="checkbox"/>		
		P ~P	令第43条(柱の小径)									<input type="checkbox"/>		
		P ~P	令第44条(はり等の横架材)									<input type="checkbox"/>		
		P ~P	令第45条(筋かい)									<input type="checkbox"/>		
			令第46条(構造耐力上必要な軸組等)									<input type="checkbox"/>		
		P ~P	壁量計算 (1項、2項、4項) ※右記いずれかの方法により検討すること	□ 令第46条表1(又は昭56建告第1100号)に定める耐力壁の倍率に壁量を乗じた存在壁量の和が、その階の床面積に表2の数値を乗じた地震に対する必要壁量以上、かつその階のFL+1.35mより上の見付面積に表3の数値を乗じた風に対する必要壁量以上となるよう、耐力壁を約合い良く設ける					□ イ〜ハに掲げる基準に適合 イ. 昭62建告第1898号に規定する集成材その他の木材を使用 ロ. 柱脚が土台又はRC基礎に緊結 ハ. 昭62建告第1899号に定める許容応力度計算、層間変形角の検討、及び偏心率の検討を行う □ 方づえ、控柱又は控壁がある					
		P ~P	振れ止め (3項) ※右記いずれかの方法により検討すること	□ 床組及び小屋ばり組に木板等を平28国交告第691号に従って打ち付け、小屋組みに振れ止めを設ける					□ 昭62建告第1899号に定める許容応力度計算、層間変形角の検討、及び偏心率の検討を行う					
		P ~P	四分割法 (4項) ※右記いずれかの方法により検討すること	□ 四分割法による約合い配置の検討(平12建告第1352号)					□ 令第82条の6第2号ロに定める偏心率を計算し、0.3以下を確認する					
			令第47条(構造耐力上主要な部分である接手又は仕口)									<input type="checkbox"/>		
		P ~P	継手又は仕口 (1項) ※右記いずれかの方法により検討すること	□ 国土交通大臣が定める構造方法(平12建告第1460号第2号に定める柱頭柱脚)					□ 構造耐力上主要な接合部は、令第82条第1号から第3号の許容応力度計算を行う □ 柱頭柱脚はN値計算を行う					
		P ~P	令第48条(学校の木造の校舎)									<input type="checkbox"/>		
		P ~P	令第49条(外壁内部等の防腐措置等)									<input type="checkbox"/>		
	令第80条の2(構造方法に関する補則)									<input type="checkbox"/>				
	令第80条の3(土砂災害警戒区域内における居室を有する建築物の構造)									<input type="checkbox"/>				

打合せ等の記録及び相互の確認について（業務）

建築設計業務委託については、「設計業務等共通仕様書（案）」第1101条第5項の規定により、第12編建築設計編によることとされている。

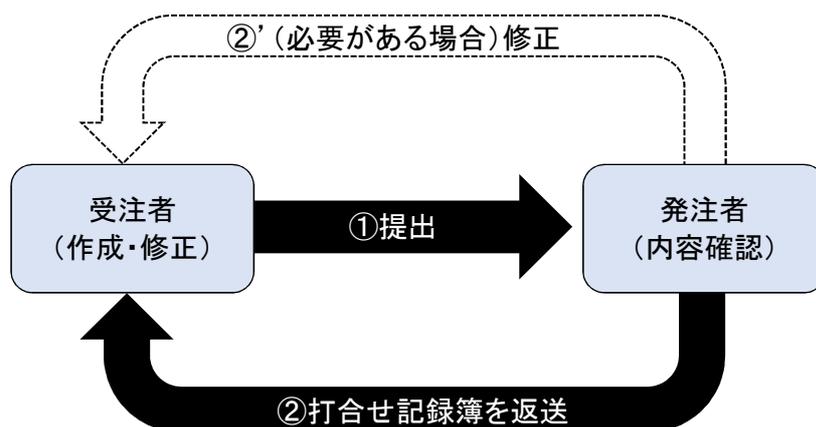
打合せ等については、第12112条に規定されており、第1項において『その内容についてその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。』とされている。

このことから、口頭のみでの処理は行わず、協議等を実施した場合は、速やかにその内容について書面に記録すると共に監督員宛てに提出をすること。

なお、設計業務等委託契約書第9条第2項の規定に基づく監督員の指示又は承諾については、同条第4項の規定により監督員から所定の様式により、書面により通知するものであるので申し添える。

また、設計業務委託契約書第18条第1項各号に規定する事実を発見した場合は、直ちに発注者に対し、その旨書面にて通知すること。

《打合せ記録簿作成・提出フロー》



○設計業務等共通仕様書（案）【抄】

第1編 土木設計共通編

第1章 総則

第1101条 適用

1～4 (省略)

5 建築設計業務委託については、第12編建築設計編によるものとする。

第12編建築設計編

第12112条 打合せ等

- 1 設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容についてはその都度受注者が書面（打合せ記録簿）に記録し、相互に確認しなければならない。なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認した内容については、必要に応じて書面（打合せ記録簿）を作成するものとする。
- 2 設計業務等着手時及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受注者が打合せ記録簿に記録し相互に確認しなければならない。
- 3 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

打合せ記録簿

第 回										ページ/総ページ	
発注者・印	〇〇課 (施設主管課)	課長	主幹	主幹	係長	係	受注者・印	管 理 技術者	照 査 技術者	担当技術者	
年月日		令和 年 月 日 ()				場所					
業務の名称						打合せ方式		会議 電話			
発注機関名 担当部署名						会社名 (受注者側)					
出席者		発注者側				受注者					
発 注 者 側						受 注 者 側					

(注) 1.内容欄には、打合せ議事内容を記載すること。
2.打合せ方式は会議・電話・メール等を記載する。

電子納品に関する特記仕様書（委託業務）

第1条（適用）

本委託業務は、電子納品の対象業務である。

第2条（目的）

建設 CALS/EC の基礎データを蓄積するため、公共事業の委託業務において発生する各種情報の電子化を進めるものである。蓄積されたデータは、今後、工事施工・維持管理等に活用するものである。

第3条（電子納品）

電子納品とは、調査、測量、設計などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領」（以下、「電子納品要領」という。）に基づいて作成されたものを指す。

なお、電子納品要領等は、以下からダウンロードして入手すること。

「愛媛県土木設計業務等の電子納品要領」

《愛媛県のホームページ》

<https://www.pref.ehime.jp/page/8103.html>

（国土交通省版）「土木設計業務等の電子納品等要領」等

《国土交通省のホームページ》

<http://www.cals-ed.go.jp/>

第4条（成果品の提出）

成果品は、「電子納品要領」に基づいて作成した電子データを、電子媒体（CD-R）で2部と簡易製本した紙媒体の成果物を提出する。

また、電子媒体については、納品後3年以内に劣化等による不良箇所が発生した場合、無償で再納品を行うものとする。

《注意事項》

※愛媛県土木設計業務等の電子納品要領改正に伴い、平成23年4月1日以降に契約する業務については、国交省版（XML形式）又は簡易版（愛媛県独自：エクセル形式）で作成することが可能となりました。（詳細は上記愛媛県のホームページでご確認ください。）

設計業務・地質調査・測量

項目	電子化	電子納品対象	ファイル形式	備考		
—	必須	業務管理ファイル	XML、Excel	—		
報告書 (REPORT)	必須	報告書管理ファイル	XML、Excel	—		
	必須	業務概要	PDF オリジナル	—		
		設計内容				
		設計計算書				
		構造計算書				
		数量計算書				
		打合せ記録簿				
		品質検証書				
コスト縮減報告書 等						
報告書 オリジナルフォルダ (ORG)	原則必須	彩色スケッチ（パース）	JPEG	特例1		
	必須	数量調書	オリジナル	—		
		見積比較表	オリジナル			
		構造チェックリスト	Excel			
		工事内訳書（設計書）	RIBC2			
図面 (DRAWING)	必須	図面管理ファイル	PDF SXF (sfc) JWW (DXF) 自社ソフト形式	全てを納品対象とする。		
	必須	建築			付近見取図	
					配置図	
					平面図	
					各室各部詳細図	
					矩計図	
					展開図	
					内外仕上表	
					建具表	
					伏図	
					軸組図	
					基礎配筋詳細図	
					基礎リスト	
					特記仕様書	
					その他	
		電気			付近見取図	
					配置図	
					屋外配線図	
					各階平面図	
					部分詳細図	
					系統図	
					機器・装置詳細図	
					立面図	
					特記仕様書	
					その他	
					機械	付近見取図
						配置図
		屋外配管図				
		各階平面図				
		部分詳細図				
		系統図				
		機器・装置詳細図				
		立面図				
		断面図				
		制御計装関係配線図				
		制御計装関係配線図・系統図				
		特記仕様書				
	その他					

※特例1：特別な理由で作成が困難な場合は、監督員の承諾を得た上で作成しなくてよい。

電子納品成果物（委託業務）一覧表（2/2）

項目	電子化	電子納品対象	ファイル形式	備考	
写真 (PHOTO)	必須	写真管理ファイル	XML、Excel	—	
		写真	JPEG		
地質調査資料 (BORING)	必須	地質情報管理ファイル	XML、Excel	—	
		コア写真管理ファイル			
		土質試験及び地盤調査管理ファイル			
		その他管理ファイル			
	必須	ボーリング	ボーリングデータ		XML、Excel
			電子柱状図		PDF
			電子簡略柱状図		SXF (sfc)
		地質平面図	SXF (sfc)		
		地質断面図	SXF (sfc)		
		コア写真	デジタルコア写真		JPEG
			デジタルコア写真整理結果		JPEG
		土質試験 及び 地盤調査	電子データシート		PDF
			交換用データシート		XML、Excel
		電子土質試験結果一覧表	PDF		
現場写真	JPEG				
地質調査資料	オリジナル				
測量成果 (SURVEY)	必須	測量情報管理ファイル	XML、Excel	—	
		測量成果管理ファイル			
必須	基準点測量	拡張DM、 PDF、 TXT、 オリジナル、 SXF (sfc)	—		
	水準測量				
	地形測量				
	路線測量				
	河川測量				
	用地測量				

工事監理業務

項目	電子化	電子納品対象	ファイル形式	備考
—	必須	業務管理ファイル	XML、Excel	—
報告書 (REPORT)	必須	報告書管理ファイル	XML、Excel	—
		業務概要	PDF オリジナル	
	監理内容			
	月間業務計画表・月間業務実施表			
	報告書			
	月報・日報			
	打合せ議事録			
	品質検証書			
工事監理報告書				
報告書 オリジナルフォルダ (ORG)	必須	変更数量調書	オリジナル	
		見積比較表	オリジナル	
		工事内訳書（変更設計書）	Excel	
図面 (DRAWING)	必須	図面管理ファイル	PDF	全てを納品対象とする。
		変更図面	SXF (sfc) JWW (DXF) 自社ソフト形式	
写真 (PHOTO)	必須	写真管理ファイル	XML、Excel	—
		写真	JPEG	

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。